

〈史料紹介〉

埼玉県知事吉田清秀宛上申書「戸長役場事務抜粋及地方の概況」

— 明治期地域リーダーの認識構造 武内久作研究ノート(二) —

内田 修道

武内久作の履歴は「旅の記録」見聞隨筆——武内久作研究ノート(一)——(歴史と教育の試み)第5号、日本封建制研究会編、二〇〇一年三月刊)で紹介したが、そこで触れなかつた点を紹介しよう。學歷をみると明治初年すなわち十代前半に隣村明覚村の林水山沢氏主の門に入り儒学を学び、中村宗研に付き漢学詩文を学び、春秋庵森幹雄につき蕉風を学んだ。その一方で、九星術、陶宮術、易学と占術を学んでゐる。こうした幅広い好奇心に満ちた学習をするともに父親平米(維新後、平兵衛を平米に改名)の代理として小区の會議に出席した。地方三新法の施行と同時に家督を継ぎ、明治一二年(一八七九)六月、埼玉県人間郡上谷村堂山村組合戸長となつた。久作二〇歳の時である。この戸長に就任する前年、「地方共進會ノ魁」として越生で二一か村連合農産品評會が開かれた。その主唱者が久作であつた。これが久作作生涯を一貫する仕事となつていつた。明治一四年(一八八一)大日本農會が設立されるとただちに通常會員になつてゐる。同年開かれた第一回内國勸業博覽會に出品、翌年開催された大日本山林共進會にも出品し、賞状銀杯を得てゐる。一七年(一八八四)入間郡大満村連合戸長になり、一八年四月には越生村連合戸長に就任した。

これから紹介する「戸長役場事務抜粋及地方の概況」は町村制の施行される直前、町村巡視の県知事吉田清英に提出した上申書である。本文は大正期に登場する村勢要覽を彷彿させる。その前文に久作の政治社会的認識の特徴がよく現れている。最初に越生村連合の地理的位置を述べ、次に交通、そして物産生絹・生糸をもつて「土地ノ盛観往日ニ超越」する状況へと話を進め、これが「県知事閣下ノ政恩」以外の何者でないとしてゐる。これを知事に対するおべん

ちらと見るのは早計であろう。ここには白根太助、吉田清英と続いた埼玉県政の特徴が現れている。白根太助は明治一一年(一八七八)県庁内に勸業會を開き、器械縦覽所・栽培園製作所を設立、五月には勸業俵博物館をつくり、器械および物産の陳列所とした。勸業政策は政府よりも先行して実施された。「富国利民ノ最点ハ、先ツ一人一個人ノ製造品ヲ売ラシムルニ原因スル」(「通俗觀光余事」という認識に基づき殖産興業政策を展開した。白根の部下であつた吉田清英は明治一五年(一八八二)白根死去の跡を継いだ。久作が「尚久作不肖ナリト雖トモ事務ノ尺寸ニモ誓テ衆庶ノ民ヲシテ殖産興業ヲ拡張シ永遠ニ幸福ヲ与ヘンコトヲ務ムヘシ」という時、白根、吉田と続いた殖産興業の指針が久作ら地域リーダーの核心部分をとらえていたと言えよう。神奈川県湘南社員が「政治」から「経営」と転換していつた(注)ことと関連して大変興味深いことである。

恭ク惟ミルニ

吉田埼玉県知事閣下永ク洪恩ヲ仰ク茲二年アリ、辛ニ明治二十一年五月十八日巡視ノ訓令アリ、越六月五日当地ニ御來臨アリ、何ノ光榮カ之ニ如カン、抑々当越生村連合ハ本郡ノ西部二位シ県庁ヲ距ル西方拾里拾町ニアリテ東西巷里拾町南北巷里拾八町ニテ、四隣境ヲ接スルノ村々多ク、東北ハ比企郡桃木村連合及全郡大橋村連合ト山丘ヲ以テ劃ル、南ハ本郡川角村連合及毛呂本郷連合ニ隣リ漸平衍ナリ、西ハ本郡大満村連合ト山川ヲ以テ界トス、其以西ハ皆秩父郡ノ連山ニテ波濤ノ如ク其中ニ屹立スルヲ武甲山トス、又近クハ西ニ西山及高取山アリ、北ニ高房山ノ一勝地アリ其他山丘処々ニ起伏スルモ指名スヘキモノニアラ

ス、越辺川八部内ノ中央ヲ遶流シ幾重モ屈曲アリテ荒川ニ合ス、且又当地ニ係ル街道ハ上相両州ヘノ線路ニシテ所謂高橋ト称スル一大橋ヲ架シテ交通ノ便ヲナス、物産ハ越生生絹及生糸ヲ以テ著□ル、蓋シ越生ハ本郡西部ノ小市街ヲナシ殊ニ農桑ノ業開ケ日ニ増シ月ニ盛シ年ニ通商ノ販路駸々乎トシテ開進ス、今ヤ前年ニ比スレハ道路橋梁ヲ始メ一トシテ回復セサルハナシ、尚土地ノ盛觀往日に超越ス、此蓋シ

県知事閣下ノ政恩ニアラスレハ何ソ能ク此ニ至ルコトヲ得ンヤ、不肖 久昨地方人民ニ代リ幸ニ御巡視ニ際シ聊鄙言ヲ陳シ厚恩ノ万分ノ一ヲ報謝セントス、尚久昨不肖ナリト雖トモ事務ノ尺寸ニモ誓テ衆庶ノ民ヲシテ殖産興業ヲ擴張シ永遠ニ幸福ヲ与ヘンコトヲ務ムヘシ、茲ニ当庁事務ノ一二及地方ノ概況ヲ拔翠シ以テ閣下ノ御参考迄ニ上進奉答スル所アラントス豈不肖潜越モ願ミス恐懼ノ至リニ耐ヘス謹伏頓首々々

明治二十年六月五日

埼玉県入間郡越生村連合戸長武内久昨

「戸長役場事務拔翠及地方ノ概況

越生村連合戸長役場」

布告布達実施

官令諸般ノ達ヲ人民ニ告示セシムルニ、役場内ニ官令講読所ヲ置キ出入ノ衆庶ニ一覽ヲ許ス、又県報ハ各村総代人ニ一部宛ヲ頒布シ周ク人民ニ便宜告知セシム、且又至急ヲ要スル事件ニシテ直接ニ關係ヲ有スルモノト認ルトキハ、吏員出張シ各村人民便宜ノ地ニ招集シ其趣意ヲ告知セシムルモノトス

戸長役場吏員

筆生四人 傭三人 勸業委員一人ニテ事務ヲ分担シテ各主任ヲ定ム、総テ事務ハ起草ナシ、戸長ノ指揮ヲ受クルモノトス

町村會議員

連合會議員拾六人 村會議員五拾六人

諸帳簿保存

毎年一月諸帳簿目錄ヲ製シ、且又編冊トナシ時々書類ヲ綴込モノ

トス、尚新帳ヲ製スルトキハ目錄ニ追加ス

戸長役場事務件数

明治二十年自一月至五月

郡衙進達及往復件数

六百一拾四件

警察署進達及往復件数

四拾六件

裁判所進達及往復件数

二十五件

戸長役場往復件数

百拾七件

請願届事故件数

三百二十八件

受付件数

千三百八十九件

公証ニ関スル取扱件数

但千一年一月一ヶ月分 四百三拾七件

登記所事務件数

三百七拾九件

登記及消印ニ関スル件数

三百七拾九件

旧公証消印件数

五百七拾九件

登記ニ関スル始審裁判所其他往復件数

五拾三件

登記料高

九拾円七錢五厘

地所売買高(注2)

勤勉貯蓄

明治十八年十一月本県論達勤勉貯蓄組合申合凡例ノ旨趣ヲ奉シ、当越生村連合部内ヲ八区ニ定メ、区内有志ノ盟約ヲ以テ設置ス、蓋シ本規約ハ明治十九年七月ヲ以テ認可ヲ受ケ、且区内ニ拾六人ノ世話人ヲ撰出シ務メテ蓄積ヲ勸誘シ永遠ニ幸福ヲ保全セントコトヲ計ル、併テ当組合ハ滿十ヶ年ヲ以テ一期トス、且又蓄積金ヲ郵便局貯金取扱所ニ預ケタル金額及人員左ノ如シ

金額

人員

未タ貯金預ケ所ニ預ケ入レサルモ蓄積シタル人員

二百五拾八円拾八錢

三五人

森林組合

明治十九年十一月県令甲第三拾号及訓令第七拾七号御達ニ拠

り当越生村連合部内ヲ八地区ニ定メ森林所有者ノ盟約ヲ以テ設置ス、且部内ニ委員八名取締人拾六名ヲ置キ、務メテ森林ノ保護栽培ヲ図リ濫伐ノ弊ヲ矯正シ盜伐野火等ノ憂ヲ予防ス但本規約ハ本年五月十四日認可ヲ受ク

農産會

農産品評會ト称シ米麦藁ノ品評會ヲ越生村報恩寺ニ於テ第一回ヲ明治十七年二月開會ス、其出品數ハ式百四拾八、内賞与百〇四、第二回ハ明治十九年八月全所ニ於テ開會、其出品數式百七拾八内賞与八拾七ナリ、又部内上野村ニ於テハ全村醫王寺ヲ以テ会場トナシ毎年七月進業會ト称シ成藁ノ品位ヲ競争ス、已二年三年三會ニ及ヒタリ、其出品數、第一回ハ五拾三品内受賞者拾九、第二回ハ六拾四品内受賞者式拾、第三回ハ百三拾式品内受賞者參拾六ナリキ

農産種苗交換所

越生村第七拾番地ニ設置ス、但組合ハ当連合及大滴村連合、川角村連合、毛呂本郷連合ノ右四連合ヲ以テ組織開設ス、蓋本年ハ創始ノ事ニテ出品數モ多カラスト雖トモ、交換ノ購求者數十人アリ、何レモ交換セリ、又部外比企男衾郡ヨリ特別出品者アリ、又種苗ノ要求者等アリ是又何レモ交換ヲセリ

橋梁 拾七ヶ所

堤塘 三ヶ所

湖沼 式拾ヶ所

附記鹿下村学頭沼ト称スルハ地方第一ノ沼ニテ、縦壹町四拾八間横四拾間ニテ、面積三千式百拾五坪ナリ、物産ハ鯉鮒生ス、水利ハ田間ノ用水トナリ凡水田拾六町九反歩余ノ灌溉ニ供ス

氣候

極寒 華氏凡三拾三度 極暑 華氏凡九十八度

初霜 十月三十日頃 終霜 四月二十日頃

初雪 十二月一日頃 終雪 三月十五日頃

降雪 凡七度 積雪 凡一尺

降雨 凡四拾三日トス

風俗

人質淳朴、衣服綿布ニテ日本服ナリ、適洋服ヲ着スルモノアリト雖トモ指ヲ折りテ算フルニ足ラス、去レト職務アル吏員及學校職員等ハ洋服ヲ着ス、飲食ハ清酒雜穀ヲ用ユ、且又住居ハ概シテ草葺屋根杉皮屋根ノ二類トス然レトモ土蔵或ハ別荘等ハ大体瓦葺ナリ式例ハ婚姻葬式祭典等ノ節ハ袴羽織ヲ着ス、又葬式ニ列スル婦女ハ白ノ淨衣ヲ服スルノ習慣ナリ

地方病

風土病 ナシ

牛馬

牛 ○

馬 内種牡八拾五頭

舟車

舟 ○

車 八拾六輛 内 人力十輛 荷車六十六輛 農車拾輛

物産

生絹 (三千二百二十八反)、生太織 (三百二十四反)、洪團扇 (老百五拾駄)、小杉梅、 堂山梅、上谷ノ蜜柑、龍ヶ谷ノ炭、黒山ノ材木等アリ

社

式拾四社
附記西和田村春日神社ハ境内壹千式拾七坪アリテ地方ノ古社タレハ左ニ略記ス

抑該社ハ桓武天皇ノ御宇延暦元壬戌年大和国春日大明神ト称ス、當時山嶺嶺々岩ノ傍ニ鎮座セシヲ其後大同丙戌年田村將軍征東ノ節當今ノ地ニ遷セリ、其後衰頹セシヲ永祿元戊午年松山城主上田能登守再營シ旧觀ニ復シ、同二年二月二十六日當今ノ社号ニ改称ス、徳川家將軍ト為ルニ及慶安二年八月二十四日三代家光公ヨリ社領五石ヲ賜ヒ以後將軍

代々次テ賜、明治四年辛未之年之ヲ奉還ス、因テ通減祿ヲ賜、同五年社格御定制ニ拠リ越生十六ヶ村ノ総鎮座タルヲ以テ村社ニ列ス、神体ハ鏡ノ如ク者ニ坐像ヲ形ス、又宝劔アリ、且祭日ハ毎歲九月八日九日ト改メタリ、蓋シ式例ハ古来ヨリ流鏑馬ノ来由ハ、堂山村最勝寺ノ住職カ当社ノ別當職ヲ兼シ頃、宝物ノ大般若經ヲ所望シ神職氏子ニ請テ最勝寺ニ送リシ時、全村ノ近戸神社ニテ行流鏑馬式ト易シナランヤ、以来当社ニテ此式ヲ行ト云フ、去レト其年代ハ不詳、今モ社内ニ大般若經ノ二三卷アルハ其カミ最勝寺ヘ移セシ時適々取遺セシナランヤ然ラハ之ヲ証スヘシ

寺 拾六寺

附記、越生村真言宗法恩寺ハ境内三千拾七坪アリ、山城国智積院ノ末派ニテ地方ノ古山ナレハ左ニ略記ス

該寺享保十三戊申年七月曆写ノ縁起ヲ閱スルニ、往古天平行基尊者東国巡回ノ時当地ニ至リ和州ノ三山(葛城嶺)ヲ当地ニ模置セラル(其一桂木山麓ノ入村ニアリ其一神倉山淨入根)、先ツ當寺ヲ開創シ自ラ大日釈迦阿弥陀業師觀音ノ五軀ヲ刻像シ本尊ニ安置ス、其後四百有餘年間隆替一ナラス、永歴応保ニ至リ衰頹ヲ極メ寺山ノ呼称ノミ存スルニ至レリ、文治初年当郡ノ刺史児玉武藏守惟行ノ家弟基行者倉田ノ里ニ遁居シ倉田孫四郎ト称シ專ニ淨土ノ業ヲ修ム、偶々梵僧來リ杖ヲ停ム、基行夫妻之ヲ信シ借ニ夜光ノ征クヲ逐テ居邑寺井ノ古井ニ至リ大日釈迦阿弥陀業師觀音ノ五仏鉢ヲ得、則ニ行基尊者自作セル當寺ノ本尊ナリ基行夫妻之ヲ感拜ス、梵僧歡喜ス、基行ニ瑞光坊妻ニ妙泉院ノ法号ヲ授与シ地藏菩薩ノ一鉢及自ノ像ヲ彫刻シ之ヲ夫妻ニ与ヘテ去レリ、妙泉尼自宅ヲ指シテ寺門トナシ妙泉寺ト号シ地藏菩薩ヲ本尊ニ安置ス、梵僧ノ像ヲ寺井山ノ麓ニ祭リ子ノ權現ト称セリ、曩ニ梵僧持來リシ大乘經今尚存ス、其後建久元庚戌年鎌倉幕府源頼朝当国巡行ノ日當寺信宿ス、瑞光坊妙泉尼之ヲ奉迎ス、問ニ応シ當寺ノ由緒ヲ上

言ス、將軍感アリ境内方四町食邑三百町ヲ賜ヒ且越生次郎家行ヲシテ堂閣ノ再建ヲ司トラシム、又名画大幅ヲ賜フ、同三年伽藍ヲ落成シ復盛隆ス、後或ハ衰ヒ或ハ盛リ未漸ク衰替ス、然ルニ応永五戊寅年榮曇成者之ヲ中興シ鎌倉大業院榮珍和尚ヨリ靈具ヲ相承シ復盛ニ至ル、當寺塔中數十末寺三百余アリシト云フ、榮曇ヨリ爾後歴世連綿トシテ確然詳乎タリ、天正十八庚寅豊臣氏東伐時筑前守利家ヨリ軍勢狼藉ス可ラサルノ禁書ヲ附セラル、全十九年丑十一月徳川家封東国ニ移サレ當寺ニ寺領二十石ヲ賜ヒ境内不入ヲ許サル、同公將軍ト為ラセラレシ後代々將軍ヨリ之ヲ次賜フ、元禄度火災ニ罹リ同十四年辛巳十二月幕府独札ヲ許サル、是時ヨリ關東真言宗十一ヶ寺談林ト称ス、享保十四己酉年二月九日後火災ニ罹リ殿堂恢燼ス、此時古記亦烏有ニ屬ス、正徳三癸巳年洪鐘ヲ改鑄ス該鐘銘中ニモ亦由緒ノ鑣記アリ、文政七甲申年十一月廿一日領主黒田豊前守ヨリ年々米二拾俵ヲ下賜フ、御一新ニ至四年一月寺領ヲ上地シ代テ通減祿ヲ賜フ、再記、源頼朝寄附セラレタ大幅ハ現存セリ

兵卒軍人 九人 内現役兵五人 予後備兵四人
戸 口 五百五拾戸 式千八百六人 男千三百八拾八人 女千四百拾八人
學齡人員 四百九拾九人
衛生會

町村會議員衛生組長開業醫師拾九名ヲ以テ組織シ衛生ニ関スル布達実施ノ方法居宅道路排水便所等ヲ清潔ニスル方法順序貧民治療ノ方法ヲ議定セリ

衛生組合
客年十一月県令甲第五拾号御達ニ基キ部内ヲ三拾三区二分ケ組長三拾三人ヲ置キ夫々衛生上ノ事ヲ遵守セシム
飲料水試験

本年四月九日十日ノ兩日ヲシテ部内百拾六ヶ所ノ井水ヲ汲集メ試験ヲ要セシ処大体皆透明水ナレトモ中ニハ多少「アンモ

ニヤ」或ハ亜硝酸或ハ有機物等アリタルヲ発見セシニ付更ニ成績表ヲ製シ夫々改良法ヲ相達充分改良ニ従事セシム
避病院 黒岩村字明王谷ニ仮設ス建物間口六間奥行五間構造

平屋

消防組合

客年十二月県令甲第四拾四号消防組合編成ノ旨赴テ奉シ、部

内ヲ拾壹区ニ分ケ正副頭取ヲ定メ消防ニ従事セシム

銃炮ノ数 四拾五挺 内和銃 三拾四
ヒストル 拾四

宅地数 五百三拾二

地所筆数 壹万八百五拾壹 内五百八拾壹 官有
壹万貳百七拾 民有

反別 九百九拾七町八反九畝拾四歩 内官有反別 百拾八町六反五畝九歩
民有反別 八百七拾九町貳反四畝五歩

地下及ヒ地租金

地価金拾貳万七千六円五拾壹錢七厘

地租金三千百七拾五円四拾錢貳厘

有税諸帳 貳百六十五冊

古跡 大屋ヶ原

大谷村字大谷ヶ原及字高砂ノ二字ニ跨ル地形ハ六町四方凹凸

シ其中腹ニ陰陽石アリ、高六尺経五尺之ヲ高砂石ト称ス、又

丘陵ノ中間ニ高砂大亀ノ二湖アリ好風景ノ地タリ、古俗伝ヘ

テ「於保屋我波原」ト云古歌ニイリマチノオホヤカハラノイ

ハキツラヒカハヌルヌルワニナタヲソネ（読人不知万葉集）、

日ノ暮ニ大屋カ原ヲワケユケハスカモカシタニクヒナナクナ

リ（唯明法師）

勝地

高房山 成瀬村字高房ニアリ、景致高サ式拾四丈八尺周囲四

拾壹町余ニシテ四辺ハ老松柏生茂リ、其半腹ニ観音

堂アリ、頂上ニ浅間ノ小祠アリ、其初辺ヨリノ眺望

最打開ケ先東ハ筑波山ヲ始メ両総房ノ諸山ヲ見、南

ハ武蔵野ヲ払テ遠ク内海ニ臨ム、又三浦岬ノ雲烟ノ

中ニ見エ、西ハ秩父嶽及笠山乳首山ナト連リ、其勢

ヒ波濤ノ如シ、北ハ信越両野ノ嶽々見渡シ四時ノ別

ナク詩歌墨客此地ニ臨ミ風景絶佳ノ名残ス、且又該

山ノ登路ニ条アリ、一ハ字坂下ヨリ上ル四町余岩石

多シ、一ハ字新倉峯ノ前ヨリ上ル五町余稍平易ナリ

明治二十年六月五日

武内久昨

〔武内照文家 近代A—一五八 参考書類 武内梅園村長氏用〕

〔注1〕 拙稿「神奈川県における農会運動の成立と展開」〔神奈

川地域史研究〕第一四号、一九九五年）参照。

〔注2〕 記入なし。

『京浜歴科研年報』バックナンバー

『京浜歴科研年報』第一五号

（二〇〇一年一月二八日発行）

〈論文〉

明治十二年のコレラ流行と神奈川県

—「地方衛生会」設置問題を中心に— 市川智生

関東の地租改正

奥田晴樹

〈研究ノート〉

『川崎警察署文書』にみる高等警察のあり方 伊東富昭